

福祉

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費助成券の申請を受け付けます

平成22年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。)

○福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

身体障害者等・・・年間24枚

満80歳以上・・・年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限 平成22年4月1日～平成23年3月31日

■申請手続き

○場所
各支所総合窓口・各出張所・福祉課

(ちばなケアプラザ内)

○持参するもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

○はり・きゅう施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚
(1か月4枚)

■内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700

円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限 平成22年4月1日～平成23年3月31日

■申請手続き

○場所
各支所総合窓口・各出張所・福祉課

(ちばなケアプラザ内)

○持参するもの 印鑑

○4月からご利用になりたい方は、3月12日(金)までに申請してください。

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

臨時職員

周防大島町役場非常勤嘱託職員の登録案内

周防大島町では、業務の必要に応じて、非常勤嘱託職員を採用します。採用者は、事前に登録していただいた方の中から書類審査、面接等により決定します。登録の有効期間は、平成23年3月31日までです。

■採用予定人員

①正規職員と同様、月曜日から金曜日まで勤務するタイプ

予定勤務地 教育委員会 国体事務局	予定人数 1人
-------------------------	------------

②月のうち12日程度勤務するタイプ

予定勤務地 東和地区出先機関 教育委員会社会教育課および各教育支所(久賀・大島・橋)	予定人数 若干名 それぞれ 若干名
山口県大島防災センター	3人

■職務内容

- ・窓口での受付、電話対応その他接客業務
- ・簡単なパソコンの操作
- ・その他の事務全般

■採用時期

登録していただいている方の中から随時採用します。

■勤務条件等

○勤務日
月曜日から金曜日まで
(原則として土・日・祝日は休み)

※山口県大島防災センター

は、月曜日が休館のため交代制で、土・日曜日等の勤務がありません。

○勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

○報酬額

町規定による
※勤務条件によって異なります。

■任期

原則任期は1年度内(4月から翌年の3月まで)ですが、勤務成績が良好で引き続き勤務する意欲のある方については任期を更新することがあります。

■申込方法

3月3日(水)までに希望される勤務のタイプ・勤務地を明記のうえ履歴書を郵送もしくは持参してください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192
周防大島町大字小松126-2
周防大島町役場総務部
総務課人事行政班

☎0820(74)1000